

第十一回特別弔慰金が支給されます～戦没者等の遺族の皆さんへ～

▷問い合わせ先＝地域福祉課生活支援係(☎内線184)

国では、戦後75周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、国から第十一回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

▷支給対象＝令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に次の①～④の順位が先となる人のうち、どなたか1人となります。

【支給される順位】

①令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得している人

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹
 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④前記①～③以外の三親等内の親族（甥、姪など）。
 ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▷特別弔慰金特設窓口＝右表のとおり

※該当する日に都合のつかない人は、事前に電話予約の上、市役所本庁地域福祉課で手続きを行ってください。【土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)を除く】

※新型コロナウイルス感染症対策により、窓口の混雑を避けるため、電話予約にご協力ください。

▷申請に必要なもの

- ・印鑑(ゴム印は不可)
- ・本人確認書類(身分証明書)
 - 単独で本人確認ができる書類
 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、パスポートなど官公署が発行し顔写真付きのもの
 - 2点で本人確認ができる書類

(11) 広報大船渡お知らせ版 令和2年7月20日号(No. 1179)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

健康保険の被保険者証（後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証など）、年金手帳、診察券など

※必要な戸籍書類は請求者によって異なりますので、受付時にお知らせします。

※請求書などの必要書類は受付時にお渡しします。

▷請求期限＝令和5年3月31日(金)まで

▷その他

- ・他の市町村役場から戸籍書類を入手する必要があるなど、手続きが一度で済まないこともあります。
- ・手続きには時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。

■特別弔慰金特設窓口日程表

期 日	対象地区	会 場
8月26日(水)	越喜来	三陸支所
8月27日(木)	綾 里	綾里地域振興出張所
8月28日(金)	吉 浜	吉浜地域振興出張所
8月31日(月)	盛	市役所本庁第1会議室
9月1日(火)	大船渡	
9月2日(水)	末 崎	
9月3日(木)	赤 崎	
9月4日(金)	猪 川	
9月7日(月)	立 根	
9月8日(火)	日頃市	

▷受付時間

- ・午前の部＝9時30分から11時30分まで
- ・午後の部＝1時から4時まで



防災集団移転住宅団地の空き区画への移転希望者を公募します

▷申し込み・問い合わせ先＝復興政策課管理係(☎内線344)

市は、防災集団移転住宅団地の空き区画について、被災者以外の人も対象に、常時移転希望者を公募しています。

■申し込みの主な条件

- ①本人または家族が居住する目的で戸建住宅を建設する計画の人
- ②不動産の売買契約などについて、法令上の制限を受けていない人
- ③破産していない人
- ④市税などの滞納のない人(居住予定者全員)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当しない人

■募集区画一覧

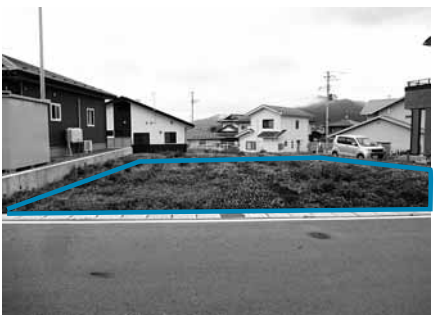
団 地 名	所 在 地	面積(㎡)	土地売買価格
小河原(平林)	末崎町字平林52-29	330.71	5,390,573円
神坂	末崎町字神坂50-6	325.34	3,643,808円
中赤崎その1(森っこ)	赤崎町字大洞37-47	197.96	2,712,052円
永浜	赤崎町字山口137-37ほか	330.20	4,358,640円
崎浜	三陸町越喜来字仲崎浜102-19	329.69	2,406,737円



【小河原(平林)団地】



【神坂団地】



【中赤崎その1(森っこ)団地】



【永浜団地】



【崎浜団地】